

## 新規懇話会の委員構成について

### ◎病床機能懇話会委員

- |                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| ・大阪府医師会                        | 1名（協議会委員） |
| ・大阪府病院協会                       | 1名（協議会委員） |
| ・大阪府私立病院協会                     | 2名（協議会委員） |
| ・大阪府公立病院協議会                    | 1名（協議会委員） |
| ・医療保険者                         | 1名（協議会委員） |
| ・地元医師会                         | 各医師会1名    |
| ・市町村（公立病院関係者を除く）は、必要に応じて保健所で判断 |           |

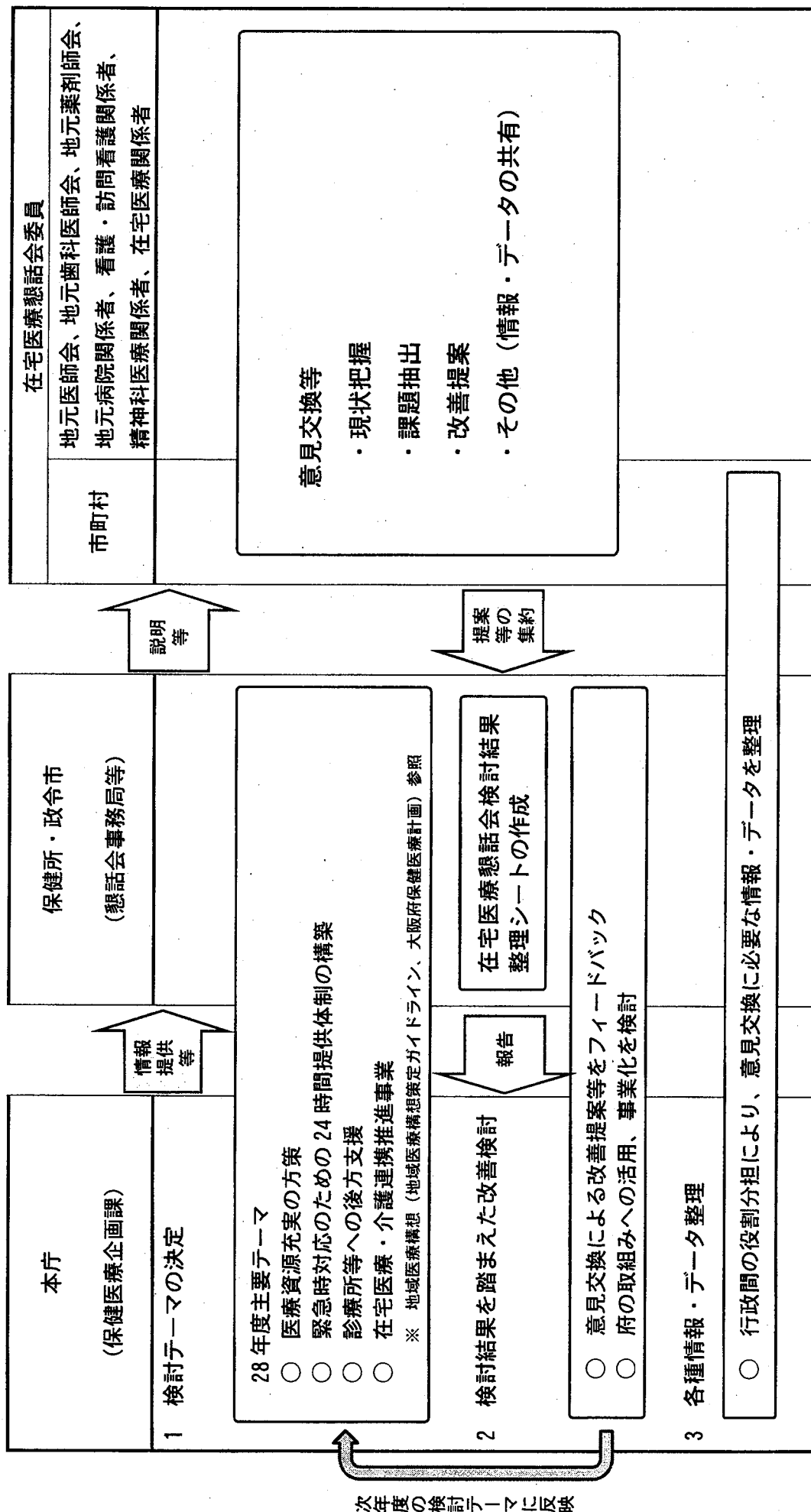
- オブザーバーは、保健所の判断で招聘可（固定委員としない）。ただし、公私のバランスを考慮する。
- 病床転換等を行う病院の関係者に対して、説明を求めることがある。

### ◎在宅医療懇話会委員

- |                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| ・地元医師会                        | 各医師会1名    |
| ・地元歯科医師会                      | 各歯科医師会1名  |
| ・地元薬剤師会                       | 各薬剤師会1名   |
| ・地元病院看護・訪問看護関係者（大阪府看護協会推薦）    | 1名（協議会委員） |
| ・地元精神科病院関係者（大阪精神科病院協会推薦）      | 1名（協議会委員） |
| ・地元病院関係者（在宅医療や在宅連携を主に行っている病院） |           |
| ・地元在宅医療関係者（地域包括支援C職員など）       |           |
| ・市町村                          | 各市町村1名    |
| ・地元社会福祉協議会（地元社会福祉協議会代表）       | 1名        |

- オブザーバーの扱いについては、上記病床懇話会と同様
- 上記（在宅）の構成については、地域の状況に応じ、委員構成等の変更を行うことがあります。

在宅医療懇話会における意見交換の進め方について



## 在宅医療の充実に向けたテーマ（地域医療構想より一部抜粋）

P48

## 地域医療構想策定ガイドラインより（要約、抜粋）

- 1 地域包括ケアシステム構築のため、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう「医療と介護」の連携を推進し一体的な提供体制を整備。
- 2 病床機能の分化・連携の推進により「入院医療機能」を強化。  
退院後の生活を支える外来医療、在宅医療の充実は重要。  
特に、慢性期医療においては在宅医療の整備と一体的に推進。
- 3 患者、住民の視点に立った「かかりつけ医」は重要。
- 4 在宅医療の提供体制は、日常生活圏域での整備が必要であることから、保健所を活用して市町村を支援。  
また、市町村が地域包括ケアシステムに取り組めるよう、都道府県の保健医療部局と介護福祉部局による支援が必要。
- 5 在宅医療の提供体制の充実のため、病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、地域医師会等の関係団体との連携が不可欠。
- 6 人材確保・養成の観点から、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーション関連職種、医療ソーシャルワーカー等への動機付けとなる研修、相談体制の構築。
- 7 緊急時や看取りに対応するための24時間体制の構築に向けた役割分担等の協議。
- 8 病院による在宅医療を担う診療所等への後方支援。
- 9 口腔機能の管理等の役割を担う歯科診療所、病院歯科が医科医療機関等との連携体制を構築。

P50

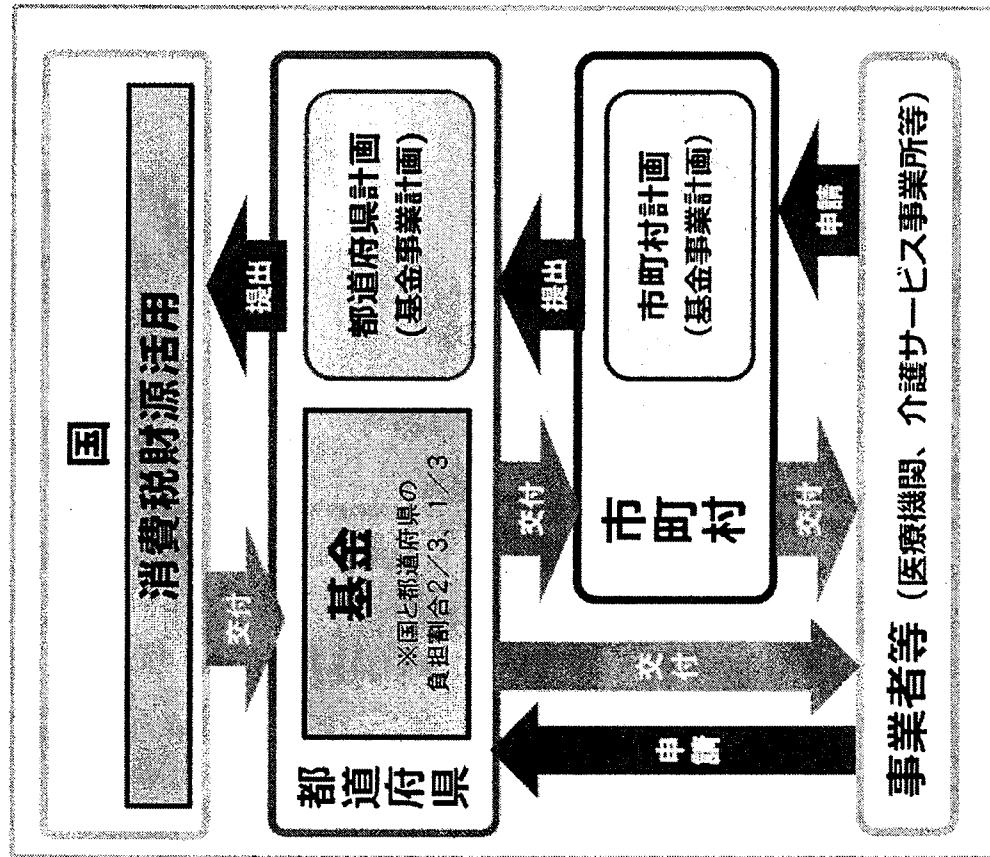
## 大阪府保健医療計画に掲げている課題（要約、抜粋）

## 在宅医療の機能確保に向けた課題

- (ア) 在宅医療サービス供給量の拡充
- (イ) 介護を行う患者家族への支援
- (ウ) 在宅療養者の後方ベッドの確保
- (エ) 24時間在宅医療提供体制の構築
- (オ) 在宅医療の質の向上・効率化
- (カ) 医療・介護の連携

# 地域医療介護総合確保基金

団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題です。このため、厚生労働省により、消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金を各都道府県に設置されました。これを受けて、各都道府県は、都道府県計画を作成し地域医療構想との整合性を図り、当該計画に基づき事業を実施してまいります。



## 都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- 基金に関する基本的事項
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
  - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容・費用の額等 / 事業の評価方法※2
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

## 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

※ 説明図については、厚生労働省ホームページより抜粋。

# 地域医療介護総合確保基金の平成27年度補正予算案及び平成28年度補正予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援助制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成27年度補正予算案は、公費ベースで1,561億円(うち、国分1,040億円))
- 地域医療介護総合確保基金の平成28年度補正予算案は、公費ベースで1,628億円(医療分904億円(うち、国分602億円)、介護分724億円(うち、国分483億円))

地域医療介護総合確保基金の予算		地域医療介護総合確保基金の対象事業														
<table border="1"> <tr> <td>1,628億円</td> <td>1,628億円</td> </tr> <tr> <td>介護分 724億円 (うち、国分 483億円)</td> <td>介護分 724億円 (うち、国分 483億円)</td> </tr> <tr> <td>医療分 904億円 (うち、国分 602億円)</td> <td>医療分 904億円 (うち、国分 602億円)</td> </tr> <tr> <td>26年度予算 (当初予算)</td> <td>28年度予算案 (当初予算)</td> </tr> </table>	1,628億円	1,628億円	介護分 724億円 (うち、国分 483億円)	介護分 724億円 (うち、国分 483億円)	医療分 904億円 (うち、国分 602億円)	医療分 904億円 (うち、国分 602億円)	26年度予算 (当初予算)	28年度予算案 (当初予算)	<table border="1"> <tr> <td>1,561億円</td> <td>1,561億円</td> </tr> <tr> <td>介護分 1,561億円 (うち、国分 1,040億円)</td> <td>介護分 1,561億円 (うち、国分 1,040億円)</td> </tr> <tr> <td>27年度予算 (補正予算)</td> <td>27年度予算案 (補正予算)</td> </tr> </table>	1,561億円	1,561億円	介護分 1,561億円 (うち、国分 1,040億円)	介護分 1,561億円 (うち、国分 1,040億円)	27年度予算 (補正予算)	27年度予算案 (補正予算)	<p>1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)</p> <p>2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)</p> <p>3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)</p> <p>4 医療従事者の確保に関する事業(※)</p> <p>5 介護従事者の確保に関する事業</p> <p>※基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。</p>
1,628億円	1,628億円															
介護分 724億円 (うち、国分 483億円)	介護分 724億円 (うち、国分 483億円)															
医療分 904億円 (うち、国分 602億円)	医療分 904億円 (うち、国分 602億円)															
26年度予算 (当初予算)	28年度予算案 (当初予算)															
1,561億円	1,561億円															
介護分 1,561億円 (うち、国分 1,040億円)	介護分 1,561億円 (うち、国分 1,040億円)															
27年度予算 (補正予算)	27年度予算案 (補正予算)															
<p>医療分 904億円 (うち、国分 602億円)</p>		<p>今後のスケジュール(案)</p> <p>【平成27年度補正予算(介護分)】 27年12月 事業量調査の実施 28年 3月 都道府県へ内示</p> <p>【平成28年度当初予算(医療分及び介護分)】 28年1月～ (※都道府県による関係者からのヒアリング等の実施) 3月～ 国による都道府県ヒアリング実施 予算成立後 基金の交付要綱等の発出 5月 都道府県へ内示(※都道府県計画提出)</p> <p>(注)このスケジュールは現時点での見込みであり、今後、変更が有り得る。</p>														

※ 説明図については、厚生労働省ホームページより抜粋。

# 基金事業の配分額及び各圏域からの意見聴取について

## ■基金事業(医療分)の配分額及び事業区分別状況

○基金のうち、医療分は904億円(※)／年(全国ベース)であり、横ばいで推移。  
(※=904億円中、うち国庫602億円)

大阪府への基金配分  
27年度配分実績 56.2億円(全体の約6.2%)  
28年度要望額 61.2億円(全体の約6.8%)

○基金枠の現状(単位:億円)

事業区分	概要	H27配分	H28要望
I	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業	21.8	23.5
II	居宅等における医療の提供に関する事業	5.1	6.5
III	医療従事者の確保に関する事業	29.3	31.2
	合計	56.2	61.2

### 【今後の基金運営で留意が必要な事項】

- 事業区分が細分化され、執行において柔軟性なし
- 事業区分Ⅰ(病床転換)にシフトしていく傾向
- 財務省・厚労省は、具体的なアウトカムの提示を要求

## ■圏域の意見を聴取する理由

- 現在実施している基金事業について、着実に実績を積み上げながら、効果的に進めていくことが必要です。
- PDCA(改善)サイクルを回しながら、よりよい事業とするため、各圏域からご意見をいただきたいと思います。
- なお、圏域から意見聴取することにあたっては、以下の計画等にも述べられています。

- 地域医療構想策定ガイドライン(平成27年3月)【P40】  
⇒地域医療構想調整会議の中で、基金を活用した具体的な事業について議論。
- 地域医療構想(平成28年3月)【P67】  
⇒基金計画に盛り込む事業案について、同調整会議の中で、協議・検討。